

ごかの No.542 お知らせ

役場の代表電話は ☎ (84) 1111 です

お知らせ

個人住民税の特別徴収 (給与天引き)について

個人住民税の特別徴収とは、事業主(給与支払者)が所得税の源泉徴収と同じように、従業員(納税義務者)に代わり、毎月従業員に支払う給与から個人住民税を差し引き(給与天引き)により納入する制度です。

地方税法等の規定により、所得税を源泉徴収する義務のある事業主に実施が義務づけられています。

事業主のみなさんには、ご理解・ご協力をお願いします。

お問い合わせ

町民税務課 税務G
☎ (84) 1966 (直通)

国民健康保険税、後期高齢者医療保険料及び介護保険料の納付済証明書(普通徴収分)を交付します

国民健康保険税、後期高齢者医療保険料及び介護保険料は、所得税や住民税の申告または年末調整等で社会保険料控除として所得から差し引くことができます。

普通徴収(納付書または口座振替)で納付した方は、令和2年中の納付額を記載した「納付額証明書」を各担当課にて交付します。

なお、特別徴収(年金天引)分は含まれませんので、年金支払機関(日本年金機構など)から送付される源泉徴収票等で確認してください。

※電話による納付額のお問い合わせは、お答えできませんので、ご承願します。

※納税義務者(被保険者)本人または同一世帯以外の方が来庁する場合は、委任状が必要です。

○交付場所

・国民健康保険納付証明書

町民税務課 ③番窓口

・後期高齢者医療保険料納付証明書

町民税務課 ③番窓口

・介護保険料納付証明書
健康福祉課 ⑦番窓口

○交付開始日 11月9日(月)

午前8時30分～午後5時15分
(役場閉庁日を除く)

○お問い合わせ

・町民税務課 税務G
☎ (84) 1966 (直通)

・健康福祉課 高齢者支援G
☎ (84) 0006 (直通)

みんな2020エール 商品券の使用について

商品券をお持ちの方は、有効期限内に使用してください。

なお、商品券の返品や現金との交換、譲渡、販売はできませんので注意してください。

商品券取扱店一覧の最新版は、五霞町商工会ホームページで確認してください。

○五霞町商工会ホームページ
<http://www.gokasho.or.jp/>



※通信費は、個人負担となります。

○お問い合わせ

・五霞町商工会

☎ (84) 0777

・産業課 地域振興G
☎ (84) 2582 (直通)

道路工事の実施のお知らせ

町道の交通安全施設設置工事を次のとおり実施します。工事期間中は、通行止め等で大変ご迷惑をおかけしますが、ご理解・ご協力をよろしくお願いいたします。

①町道1914号線通学路交通安全施設工事

○工事期間 11月下旬まで

○工事箇所 元栗橋地内

○施工業者 (株)新栄開発



○お問い合わせ

都市建設課 建設・地籍G
☎ (84) 3347 (内線293)